

令和 2 年度水環境の状況について

令和 3 年 9 月
神奈川県環境農政局環境部

目 次

	頁
I 公共用水域水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 測定地点数等	1
(2) 測定項目	1
(3) 測定結果の概要	1
2 測定結果	
(1) 健康項目	2
(2) 生活環境項目	3
ア BOD又はCODの環境基準の達成状況	
(ア) 河川	3
(イ) 湖沼	4
(ウ) 海域	5
イ 水生生物保全項目の環境基準の達成状況	
(ア) 河川	6
(イ) 湖沼	6
(ウ) 海域	7
ウ 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況	
(ア) 湖沼	8
(イ) 海域	8
3 BOD(COD)の環境基準達成状況一覧	
(1) 河川	9
(2) 湖沼	10
(3) 海域	10
4 水生生物保全項目の環境基準達成状況一覧	
(1) 水生生物の保全に関する環境基準	12
(2) 河川	12
(3) 湖沼	13
(4) 海域	13
II 地下水質測定結果の概要	
1 測定の概要	
(1) 調査の種類、測定地点数等	16
(2) 測定項目	16
(3) 測定結果の総括	17
2 測定結果	
(1) 定点調査	19
(2) メッシュ調査	21
(3) 継続監視調査	22

Ⅲ 卷末

(参考) 評価方法	26
(参考資料) 公共用水域水質上位地点	27

I 公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、水質の測定を実施している。令和2年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 測定地点数等

		測定地点数			水域数		
		環境基準点	補助地点	計	BOD・COD	水生生物	全窒素・全磷
公共用水域 150地点 (150)	河川	49(49)	40(40)	89(89)	45(45)	42(42)	—
	湖沼	10(10)	9(9)	19(19)	5(5)	3(-)	2(2)
	海域	29(29)	13(13)	42(42)	13(13)	2(2)	4(4)
	計	88(88)	62(62)	150(150)	63(63)	47(44)	6(6)

注1：実施期間及び測定頻度 令和2年4月～令和3年3月(毎月1回)

注2：()内は、前年度の地点数または水域数

注3：環境基準点…水域のいずれかの項目について環境基準の維持達成状況を把握するための地点
補助地点…環境基準点における測定を補助する目的で選定される地点

(2) 測定項目

環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
健康項目	生活環境項目				
27	12	7	8	13	67

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められている。

・健康項目：カドミウム、全シアン等の27項目

・生活環境項目：BOD、COD、全亜鉛等の12項目

特殊項目…フェノール類、銅等の法・条例の規制項目7項目

その他の項目…アンモニア性窒素、磷酸態磷等の8項目

観測項目…水温、流量等の13項目

(3) 測定結果の概要

- 健康項目は早川の函嶺もみじ橋と早川橋の2地点において、^{ひそ}砒素のみが火山地帯の自然的要因により環境基準を達成しなかったが、その他の地点ではすべて環境基準を達成した。
- 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODについては、令和2年度は63水域中56水域で環境基準を達成しており、前年度に比べ、達成率は87.3%から88.9%と1.6ポイント増加した。
- 水生生物保全項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)については、47水域すべてで環境基準を達成した。
- 全窒素及び全磷は、相模湖、津久井湖及び東京湾で環境基準が定められている。相模湖及び津久井湖の全窒素は環境基準を達成しなかったが、暫定目標は達成した。全磷は環境基準は達成しなかったが、相模湖で暫定目標を達成した。また、東京湾の全窒素及び全磷は4水域すべてで環境基準を達成した。

2 測定結果

(1) 健康項目 (表1)

- 健康項目 (27 項目) は、早川の函嶺もみじ橋、早川橋の 2 地点において、^{ひそ}砒素のみが火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成しなかった。
- その他の測定地点ではすべての項目が環境基準を達成した。

表1 健康項目の測定結果

水域区分	健康項目	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
河川・湖沼・海域	1 カドミウム	128	128	100
	2 全シアン	128	128	100
	3 鉛	128	128	100
	4 六価クロム	128	128	100
	5 ^{ひそ} 砒素	128	126	98.4
	6 総水銀	128	128	100
	7 アルキル水銀	—	—	—
	8 PCB	96	96	100
	9 ジクロロメタン	128	128	100
	10 四塩化炭素	128	128	100
	11 1,2-ジクロロエタン	128	128	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	128	128	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	128	128	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	128	128	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	128	128	100
	16 トリクロロエチレン	128	128	100
	17 テトラクロロエチレン	128	128	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	128	128	100
	19 チウラム	128	128	100
	20 シマジン	128	128	100
	21 チオベンカルブ	128	128	100
	22 ベンゼン	128	128	100
	23 セレン	128	128	100
	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	144	144	100
	25 ふっ素	80	80	100
	26 ほう素	80	80	100
	27 1,4-ジオキサン	111	111	100

注：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

(2) 生活環境項目※1

ア BOD又はCODの環境基準の達成状況

(ア) 河川 (表2及び図1)

- ・ 河川は45水域中43水域でBODの環境基準を達成した。
- ・ 主要河川である多摩川 (中・下流部 B類型) 及び鶴見川 (上流部 D類型、下流部 C類型)、また水道水源となっている相模川 (中流部 A類型、下流部 B類型) 及び酒匂川 (上流部 A類型、下流部 B類型) のBODの環境基準達成状況は次のとおりである。
- ・ 多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点における最近10年間のBOD年間平均値は、鶴見川の亀の子橋では年度により変動がみられるが、いずれも横ばいで推移している。

表2 主要河川のBODの環境基準の達成状況(75%水質値※2で評価)

水域名	環境基準点	類型	基準値	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川 中・下流	多摩川原橋	B	3	2.0		2.1		1.3		1.6		1.8	
	田園調布取(上)			1.5	○	1.7	○	1.2	○	1.6	○	1.6	○
	大師橋			1.6		1.4		2.1		1.9		2.0	
鶴見川 上流	亀の子橋	D	8	3.6	○	4.0	○	4.5	○	3.5	○	5.8	○
鶴見川 下流	臨港鶴見川橋	C	5	1.2	○	1.1	○	1.5	○	1.9	○	2.4	○
相模川 中流	寒川取水堰(上)	A	2	0.9	○	0.9	○	0.8	○	1.1	○	0.9	○
相模川 下流	馬入橋	B	3	1.0	○	1.1	○	1.1	○	1.7	○	1.7	○
酒匂川 上流	飯泉取水堰(上)	A	2	1.0	○	0.9	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○
酒匂川 下流	酒匂橋	B	3	1.2	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○

注1：鶴見川は、鶴見川上流（鳥山川合流点から上流の区域に限る。）、鶴見川下流（鳥山川合流点から下流の区域に限る。）と類型指定されている。

注2：相模川は、相模川中流（城山ダムから寒川取水堰までに限る。）、相模川下流（寒川取水堰より下流に限る。）と類型指定されている。

注3：酒匂川は、酒匂川上流（飯泉取水堰から上流の区域（丹沢湖を除く。）に限る。）、酒匂川下流（飯泉取水堰から下流の区域に限る。）と類型指定されている。

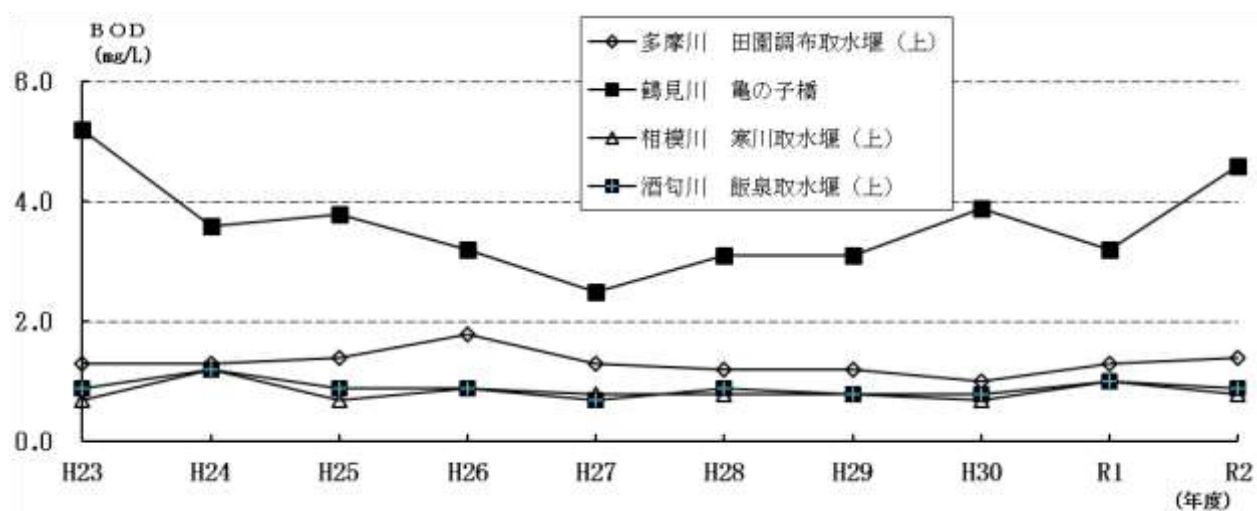


図1 主要河川におけるBOD年間平均値の推移

※1 生活環境項目の環境基準：生活環境項目とは、生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目（pH等 12項目）。国が類型別に基準値を定め、国又は県が河川等の水域の利用目的に応じて類型を指定する。

※2 巻末の「(参考) 評価方法」1イ(ア)に説明を記載した。

(イ)湖沼 (表3、図2及び図3)

- 相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、いずれも湖沼A類型のCODの環境基準を達成した。
- 芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼AA類型に指定されており、CODの環境基準を達成しなかった。
- 相模湖及び津久井湖の環境基準点における最近10年間のCOD年間平均値は、年度により変動はあるものの、いずれも横ばいで推移している。
- 芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の主要地点における最近10年間のCOD年間平均値は、いずれも横ばいで推移している。

表3 CODの環境基準の達成状況(75%水質値^{※3}で評価)

水域名	環境基準点	類型	基準値	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	湖央東部	湖沼A	3	2.7	○	2.1	○	2.4	○	2.6	○	2.1	○
津久井湖	湖央部	湖沼A	3	2.4	○	2.1	○	3.6	×	2.2	○	2.2	○
芦ノ湖	湖央部 他3地点	湖沼AA	1	1.9 ~2.2	×	1.5 ~1.9	×	1.6 ~1.9	×	1.4~ 1.7	×	1.8~ 2.0	×
丹沢湖	湖央部	湖沼A	3	2.2	○	2.0	○	1.8	○	2.0	○	1.8	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼A	3	1.6	○	1.1	○	1.5	○	1.7	○	1.3	○

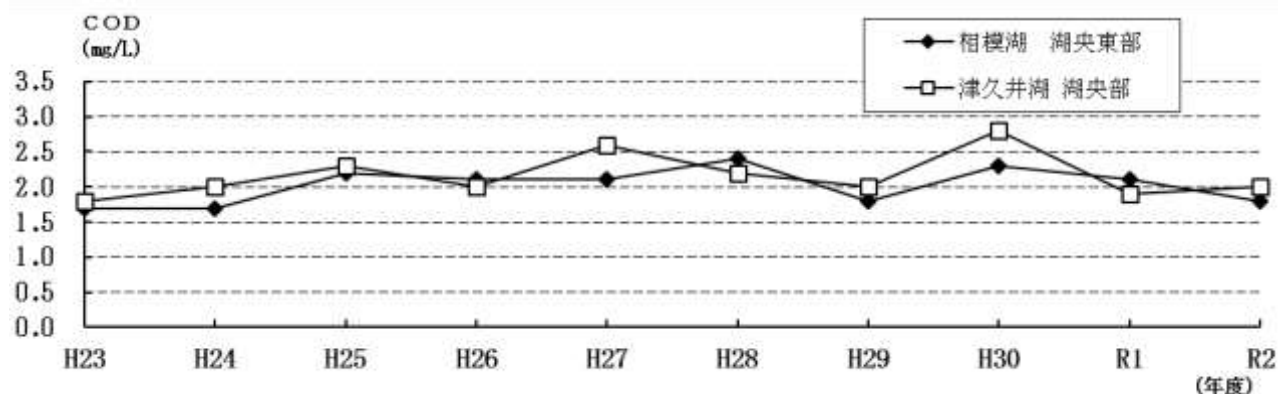


図2 相模湖、津久井湖の環境基準点におけるCOD年間平均値の推移

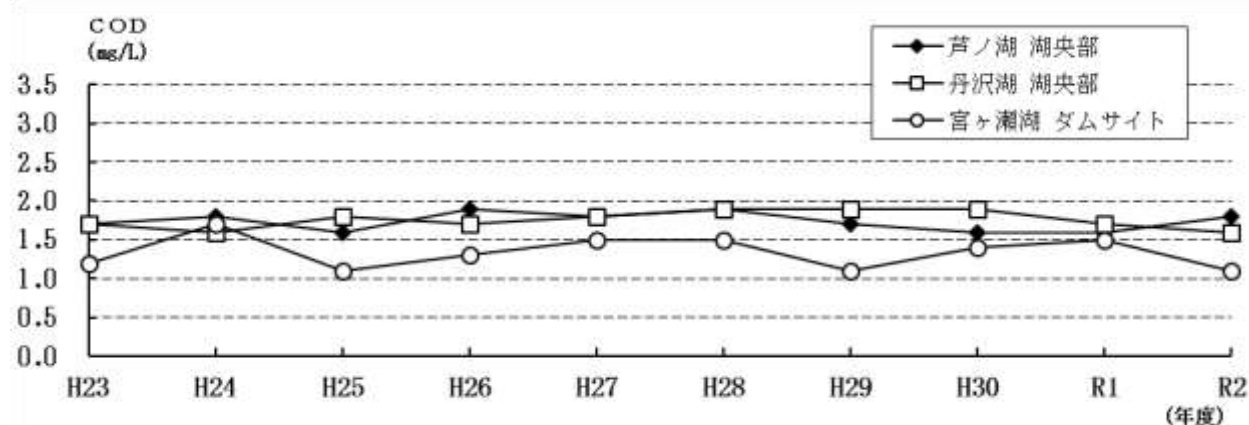


図3 芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

※3 巻末の「(参考) 評価方法」 1イ(ア)に説明を記載した。

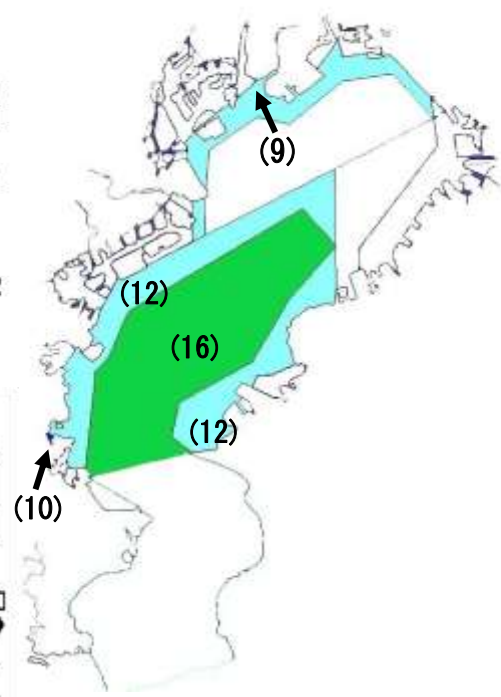
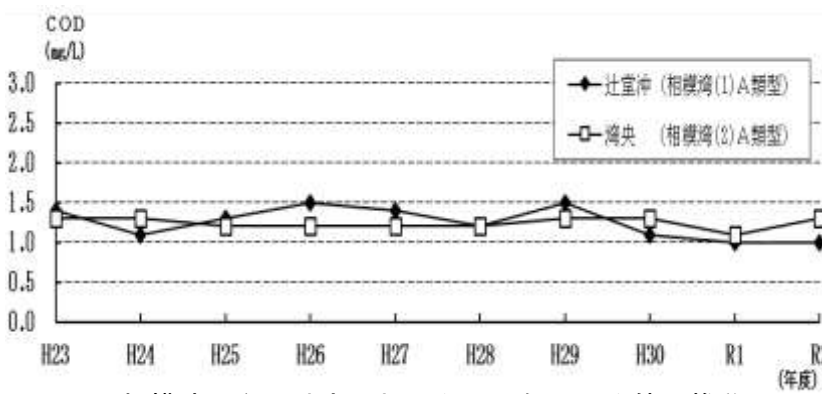
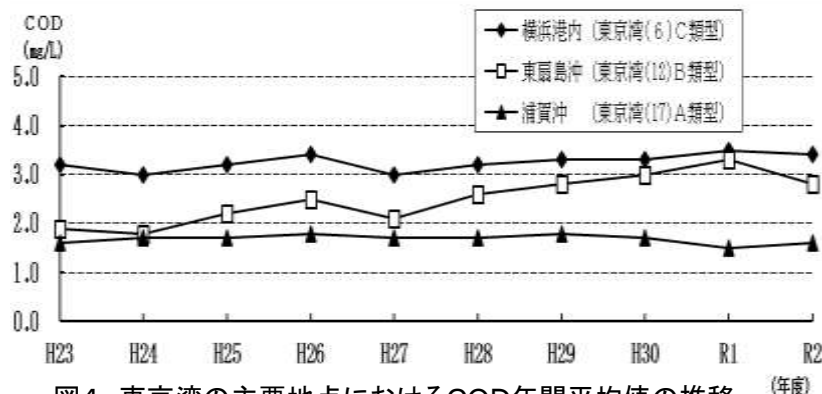
(ウ) 海域 (表4、図4、図5及び図6)

- ・ 東京湾は、11水域 (A類型2水域、B類型6水域、C類型3水域) 中7水域でCODの環境基準を達成した。
- ・ 相模湾は2水域ともA類型のCODの環境基準を達成した。
- ・ 東京湾の主要地点における最近10年間のCOD年間平均値は、いずれも横ばいで推移している。
- ・ 相模湾の主要地点における最近10年間のCOD年間平均値は、いずれも横ばいで推移している。

表4 東京湾・相模湾のCODの環境基準の達成状況(75%水質値^{※4}で評価)

(mg/L)

水域名	類型	基準値	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	3.0~4.0	○	3.3~4.2	○	3.4~3.7	○	3.8~4.8	○	3.6~4.5	○
東京湾(7)	C	8	2.9	○	3.2	○	3.1	○	2.8	○	3.2	○
東京湾(8)	C	8	2.5	○	3.0	○	2.3	○	2.9	○	2.3	○
東京湾(9)	B	3	3.1	×	3.5	×	3.5	×	4.0	×	3.7	×
東京湾(10)	B	3	3.5	×	4.2	×	3.8	×	3.4	×	3.5	×
東京湾(12)	B	3	3.2~3.5	×	3.0~3.7	×	3.0~3.5	×	2.7~3.9	×	2.9~3.9	×
東京湾(13)	B	3	2.2	○	2.4	○	2.3	○	2.4	○	2.0	○
東京湾(14)	B	3	1.7	○	2.4	○	2.3	○	2.5	○	2.0	○
東京湾(15)	B	3	1.9	○	2.3	○	2.1	○	2.5	○	2.1	○
東京湾(16)	A	2	2.5	×	2.5~2.6	×	2.7~2.7	×	2.4~2.5	×	2.3~2.5	×
東京湾(17)	A	2	1.7~1.9	○	1.9~2.4	×	2.3~2.4	×	1.7~2.1	×	1.8~1.8	○
相模湾(1)	A	2	1.4	○	1.8	○	1.3	○	1.3	○	1.2	○
相模湾(2)	A	2	1.3~1.7	○	1.3~1.7	○	1.4~1.5	○	1.4~1.7	○	1.3~1.7	○



※4 巻末の「(参考) 評価方法」1イ(ア)に説明を記載した。

イ 水生生物保全項目(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩))の環境基準の達成状況

(ア) 河川 (表5)

- ・ 河川では 42 水域について、すべての項目で環境基準を達成^{※5}した。
- ・ 主要河川である多摩川(中・下流部 生物B類型)、鶴見川(生物B類型)、相模川(相模川(1) 生物A類型、相模川(2) 生物B類型)及び酒匂川(上流部 生物A類型、下流部 生物B類型)における全亜鉛の環境基準達成状況は次のとおりである。

表5 主要河川的全亜鉛の環境基準の達成状況(年間平均値で評価)

水域名	環境基準点	類型	基準値	(mg/L)									
				平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物B	0.03	0.017		0.017		0.017		0.015		0.015	
	田園調布取水堰(上)			0.012	○	0.011	○	0.013	○	0.010	○	0.009	○
	大師橋			0.011		0.012		0.014		0.015		0.016	
鶴見川	臨港鶴見川橋	生物B	0.03	0.021	-	0.023	-	0.022	-	0.025	○	0.020	○
相模川 (1)	境川橋(相模湖)	生物A	0.03	0.006		0.006		0.005		0.005		0.006	
	沼本ダム(津久井湖)			0.005	○	0.005	○	0.003	○	0.004	○	0.003	○
	小倉橋			0.002		0.004		0.003		0.002		0.005	
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B	0.03	0.002	○	0.003	○	0.006	○	0.003	○	0.003	○
	馬入橋			0.011		0.012		0.009		0.014		0.008	
酒匂川 上流	十文字橋	生物A	0.03	0.001	-	0.007	-	0.002	-	0.002	○	0.005	○
酒匂川 下流	酒匂橋	生物B	0.03	0.003	-	0.003	-	0.004	-	0.003	○	0.001	○

注1: 相模川は、相模川(1)(小沢頭首より上流に限る。)、相模川(2)(小沢頭首より下流に限る。)と類型指定されており、相模湖及び津久井湖は相模川(1)の水域に含まれる。

注2: 酒匂川は、酒匂川上流(十文字橋から上流の区域(丹沢湖を除く。))に限る。、酒匂川下流(十文字橋から下流の区域に限る。)と類型指定されている。

注3: 鶴見川及び酒匂川は平成30年6月に類型が新たに指定されたため、令和元年度から評価を開始した。

(イ) 湖沼 (表6)

- ・ 神奈川県では、令和元年6月に新たに湖沼3水域の類型を指定し、令和2年度から評価を開始した。
- ・ 湖沼では3水域について、すべての項目で環境基準を達成^{※5}した。
- ・ 3水域における全亜鉛の環境基準の達成状況は次のとおりである。

表6 全亜鉛の環境基準の達成状況(年間平均値で評価)

水域名	環境基準点	類型	基準値	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
芦ノ湖	湖央部	湖沼 生物A	0.03	0.002	-	0.003	-	0.002	-	0.004	-	0.003	○
丹沢湖	湖央部	湖沼 生物A	0.03	0.003	-	0.003	-	0.009	-	0.002	-	0.003	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼 生物A	0.03	0.003	-	0.005	-	0.005	-	0.003	-	0.004	○

注: 湖沼は、令和元年6月に類型が新たに指定されたため、令和2年度から評価を開始した。

※5 巻末の「(参考) 評価方法」1ウに説明を記載した。

(ウ) 海域 (表7)

- ・ 東京湾では、神奈川県の実測地点がある2水域について、すべての項目で環境基準を達成した。なお、東京湾(特別域^{※6}を除く全域)には、東京都及び千葉県の実測地点も存在するが、これらのデータを含めても環境基準を達成している。
- ・ 東京湾の神奈川県の実測地点がある2水域における全亜鉛の環境基準の達成状況は次のとおりである。

表7 全亜鉛の環境基準の達成状況

(mg/L)

水域名	環境基準点	類型	基準値	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
東京湾(特別域を除く全域)	—	海域生物A	0.02	0.002 ~0.004	○	0.002 ~0.004	○	<0.001 ~0.004	○	0.002 ~0.004	○	0.002 ~0.004	○
東京湾(二)	大津湾	海域生物特A	0.01	0.001	○	0.003	○	0.003	○	0.002	○	0.002	○

注：平均値は神奈川県の実測地点の平均値

※6 特別域とは、生息する水生生物の産卵場等として、特別に保全が必要とされる水域(東京湾(イ)~(へ))であり、海域生物特Aに指定されている。

ウ 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

(ア) 湖沼 (表8)

- 相模湖及び津久井湖の全窒素は、いずれも環境基準は達成^{※7}しなかったが、暫定目標^{※8}は達成した。
- 相模湖及び津久井湖の全燐は、いずれも環境基準は達成しなかったが、相模湖の暫定目標は達成した。

表8 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

(mg/L)

水域名	環境基準点	類型	項目	基準値 (暫定目標)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
相模湖	湖央東部	Ⅱ	全窒素	0.2 (1.2)	1.0	△	1.2	△	1.0	△	1.1	△	1.1	△
			全燐	0.01 (0.080)	0.086	×	0.074	△	0.075	△	0.086	×	0.077	△
津久井湖	湖央部	Ⅱ	全窒素	0.2 (1.1)	0.95	△	1.1	△	0.93	△	0.97	△	1.1	△
			全燐	0.01 (0.042)	0.043	×	0.043	×	0.043	×	0.043	×	0.045	×

注：△ 環境基準は非達成であるが、暫定目標は達成
 × 環境基準及び暫定目標のいずれも非達成

(イ) 海域 (表9)

東京湾の全窒素及び全燐は、神奈川県の実測地点がある4水域について、東京都及び千葉県の実測地点のデータを含めて達成状況^{※7}をみると、4水域で環境基準を達成した。

表9 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	類型	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾(口)	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ハ)	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ニ)	Ⅲ	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
東京湾(ホ)	Ⅱ	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○

※7 巻末の「(参考) 評価方法」1エ(ア)に説明を記載した。

※8 暫定目標は、環境基準達成に向け段階的に達成するよう設定された値であり、相模湖、津久井湖の全窒素、全燐に設定されている。表8の暫定目標は、平成27年度～32年度(令和2年度)までの値である。

3 BOD (COD) の環境基準達成状況一覧

(1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	BOD 基準値	指 定 年 度	環 境 基 準 地点数	BOD 75%値	令和2年度 達成状況
1	※ 多摩川中・下流 (拝島橋より下流に限る。)	B	3mg/L 以下	1970(2000)	3	1.6~2.0	○
2	三沢川 (多摩川水系)	C	5mg/L 以下	2003	1	1.3	○
3	二ヶ領本川 (多摩川水系)	B	3mg/L 以下	2003	1	1.4	○
4	平瀬川 (多摩川水系)	B	3mg/L 以下	2003	1	1.5	○
5	※ 鶴見川 (鳥山川合流点から 上流の区域に限る。)	D	8mg/L 以下	1970(2016)	1	5.8	○
6	鶴見川 (鳥山川合流点から 下流の区域に限る。)	C	5mg/L 以下	1970(2016)	1	2.4	○
7	入 江 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	2.7	○
8	帷 子 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	1.3	○
9	大 岡 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	1.7	○
10	宮 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	1.6	○
11	侍 従 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	2.3	○
12	鷹 取 川	B	3mg/L 以下	1971(2018)	1	1.8	○
13	平 作 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.8	○
14	松 越 川	C	5mg/L 以下	1980(2013)	1	2.0	○
15	下 山 川	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	2.4	○
16	森戸川(葉山町)	C	5mg/L 以下	1971(2017)	1	3.7	○
17	田 越 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.1	○
18	滑 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.2	○
19	神 戸 川	B	3mg/L 以下	1971(2001)	1	1.1	○
20	※ 境 川 (柏尾川合流点から上流の区 域に限り、柏尾川を除く。)	D	8mg/L 以下	1971(2013)	1	7.9	○
21	境 川 (柏尾川合流点から下流の区 域及び柏尾川に限る。)	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	3.8	○
22	引 地 川	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	3.4	○
23	相模川中流 (城山ダムから寒川取水堰 に限る。)	A	2mg/L 以下	1970	1	0.9	○
24	相模川下流 (寒川取水堰より下流 に限る)	B	3mg/L 以下	1972(2010)	1	1.7	○
25	秋山川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	0.7	○
26	道志川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	0.6	○
27	串川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	0.8	○
28	鳩川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	1.2	○
29	中津川 (相模川水系) (宮ヶ瀬湖を除く。)	A	2mg/L 以下	2004(2019)	1	0.8	○
30	小鮎川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	1.1	○

31	玉川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	1.2	○
32	永池川 (相模川水系)	A	2mg/L 以下	2018	1	2.8	×
33	目久尻川 (相模川水系)	B	3mg/L 以下	2018	1	1.4	○
34	小出川 (相模川水系)	B	3mg/L 以下	2018	1	4.5	×
35	金目川 (土屋橋から上流の 区域に限る。)	A	2mg/L 以下	1971	1	0.8	○
36	金目川 (土屋橋から下流の 区域に限る。)	C	5mg/L 以下	1971	1	1.7	○
37	葛川	C	5mg/L 以下	1971	1	3.0	○
38	中村川	C	5mg/L 以下	1971	1	1.1	○
39	森戸川(小田原市)	C	5mg/L 以下	1971(2013)	1	1.9	○
40	酒匂川 (飯泉取水堰から上流の区域 に限り、丹沢湖を除く。)	A	2mg/L 以下	1971(1979)	1	1.0	○
41	酒匂川 (飯泉取水堰から下流の 区域に限る。)	B	3mg/L 以下	1980	1	1.0	○
42	山王川	B	3mg/L 以下	1971(2002)	1	1.2	○
43	早川	A	2mg/L 以下	1971	1	1.1	○
44	新崎川	A	2mg/L 以下	1971(2002)	1	0.6	○
45	千歳川	A	2mg/L 以下	1971(2002)	1	0.8	○

(2) 湖沼

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	令和2年度 達成状況
1	相模湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.1	○
2	津久井湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.2	○
3	芦ノ湖	AA	1mg/L 以下	1972	4	1.8~2.0	× ⁽⁴⁾
4	丹沢湖	A	3mg/L 以下	1979	1	1.8	○
5	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L 以下	2004	1	1.3	○

(3) 海域

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	COD 75%値	令和2年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L 以下	1971 (2001)	5	3.6~4.5	○
2	〃 (7)	C	8mg/L 以下	1971 (2001)	1	3.2	○
3	〃 (8)	C	8mg/L 以下	1971	1	2.3	○
4	※ 〃 (9)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	3.7	×
5	〃 (10)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	3.5	×
6	※ 〃 (12)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	4	2.9~3.9	× ⁽³⁾
7	〃 (13)	B	3mg/L 以下	1971	1	2.0	○
8	〃 (14)	B	3mg/L 以下	1971	1	2.0	○

9	〃 (15)	B	3mg/L 以下	1971 (2001)	1	2.1	○
10	※ 〃 (16)	A	2mg/L 以下	1971	2	2.3~2.5	× ₍₂₎
11	※ 〃 (17)	A	2mg/L 以下	1971	2	1.8~1.8	○
12	相模湾(1)	A	2mg/L 以下	1979	1	1.2	○
13	〃 (2)	A	2mg/L 以下	1979	7	1.3~1.7	○

注1：記号の意味は次のとおり

※：県際水域、○：環境基準達成、×：環境基準非達成(右下の()内の数字は基準を満足しない地点数)

注2：指定年度欄の()内の数字は、改定年度

4 水生生物保全項目の環境基準達成状況一覧

(1) 水生生物の保全に関する環境基準

基準値		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)
河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
海域	生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

(2) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	指定 年度	環境 基準 地点数	全亜鉛	ノニル フェノール	L A S	令和 2年度 達成 状況
1	※ 多摩川中・下流 (拝島橋より下流に限る。)	生物B	2006	3	0.009～ 0.016	<0.00006	0.0007～ 0.0016	○
2	三沢川 (多摩川水系)	生物B	2018	1	0.008	<0.00006	0.0049	○
3	二ヶ領本川 (多摩川水系)	生物B	2018	1	0.008	<0.00006	0.0070	○
4	平瀬川 (多摩川水系)	生物B	2018	1	0.007	<0.00006	0.0043	○
5	※ 鶴見川	生物B	2018	1	0.020	0.00006	0.0008	○
6	入江川	生物B	2018	1	0.012	<0.00006	<0.0006	○
7	帷子川	生物B	2018	1	0.005	<0.00006	0.0018	○
8	大岡川	生物B	2018	1	0.006	<0.00006	0.0015	○
9	宮川	生物B	2018	1	0.007	<0.00006	0.0054	○
10	侍従川	生物B	2018	1	0.005	<0.00006	0.0028	○
11	鷹取川	生物B	2018	1	0.011	<0.00006	0.0025	○
12	平作川	生物B	2018	1	0.014	<0.00006	0.0061	○
13	松越川	生物B	2018	1	0.012	<0.00006	0.015	○
14	下山川	生物B	2018	1	0.006	<0.00006	0.014	○
15	森戸川(葉山町)	生物B	2018	1	0.011	<0.00006	0.020	○
16	田越川	生物B	2018	1	0.004	<0.00006	0.0008	○
17	滑川	生物B	2018	1	0.015	<0.00006	0.0019	○
18	神戸川	生物B	2018	1	0.004	<0.00006	0.0045	○
19	※ 境川	生物B	2018	1	0.020	<0.00006	0.0020	○
20	引地川	生物B	2018	1	0.013	<0.00006	0.0043	○
21	※ 相模川(1) (小沢頭首より上流に限る。)	生物A	2009	3	0.003～ 0.006	<0.00006	<0.0006～ 0.0017	○
22	相模川(2) (小沢頭首より下流に限る。)	生物B	2009	2	0.003～ 0.008	<0.00006	0.0011～ 0.0013	○
23	秋山川 (相模川水系)	生物A	2018	1	0.001	<0.00006	<0.0006	○
24	道志川 (相模川水系)	生物A	2018	1	0.001	<0.00006	<0.0006	○

25	串川（相模川水系）	生物A	2018	1	0.002	<0.00006	<0.0006	○
26	鳩川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.004	<0.00006	0.0016	○
27	中津川（相模川水系） （宮ヶ瀬湖を除く。）	生物A	2018(2019)	1	0.001	<0.00006	0.0008	○
28	小鮎川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.006	<0.00006	0.0013	○
29	玉川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.007	<0.00006	0.0021	○
30	永池川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.013	<0.00006	0.0061	○
31	目久尻川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.010	<0.00006	0.0051	○
32	小出川（相模川水系）	生物B	2018	1	0.017	0.00077	0.0071	○
33	金目川	生物B	2018	1	0.005	<0.00006	0.0006	○
34	葛川	生物B	2018	1	0.005	<0.00006	0.039	○
35	中村川	生物B	2018	1	0.003	<0.00006	0.0081	○
36	森戸川（小田原市）	生物B	2018	1	0.002	<0.00006	0.0029	○
37	酒匂川 （十文字橋から上流の区域に 限り、丹沢湖を除く）	生物A	2018	1	0.005	<0.00006	0.0015	○
38	酒匂川 （十文字橋から下流の区域に 限る。）	生物B	2018	1	0.001	<0.00006	0.0010	○
39	山王川	生物B	2018	1	0.002	<0.00006	0.0053	○
40	早川	生物A	2018	1	0.001	<0.00006	0.0031	○
41	新崎川	生物A	2018	1	0.002	<0.00006	0.0077	○
42	千歳川	生物A	2018	1	0.005	<0.00006	0.0032	○

(3) 湖沼

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	指定 年度	環境 基準 地点数	全亜鉛	ノニル フェノール	L A S	令和 2年度 達成 状況
1	芦ノ湖	湖沼生物A	2019	1	0.003	<0.00006	<0.0006	○
2	丹沢湖	湖沼生物A	2019	1	0.003	<0.00006	<0.0006	○
3	宮ヶ瀬湖	湖沼生物A	2019	1	0.004	<0.00006	<0.0006	○

(4) 海域

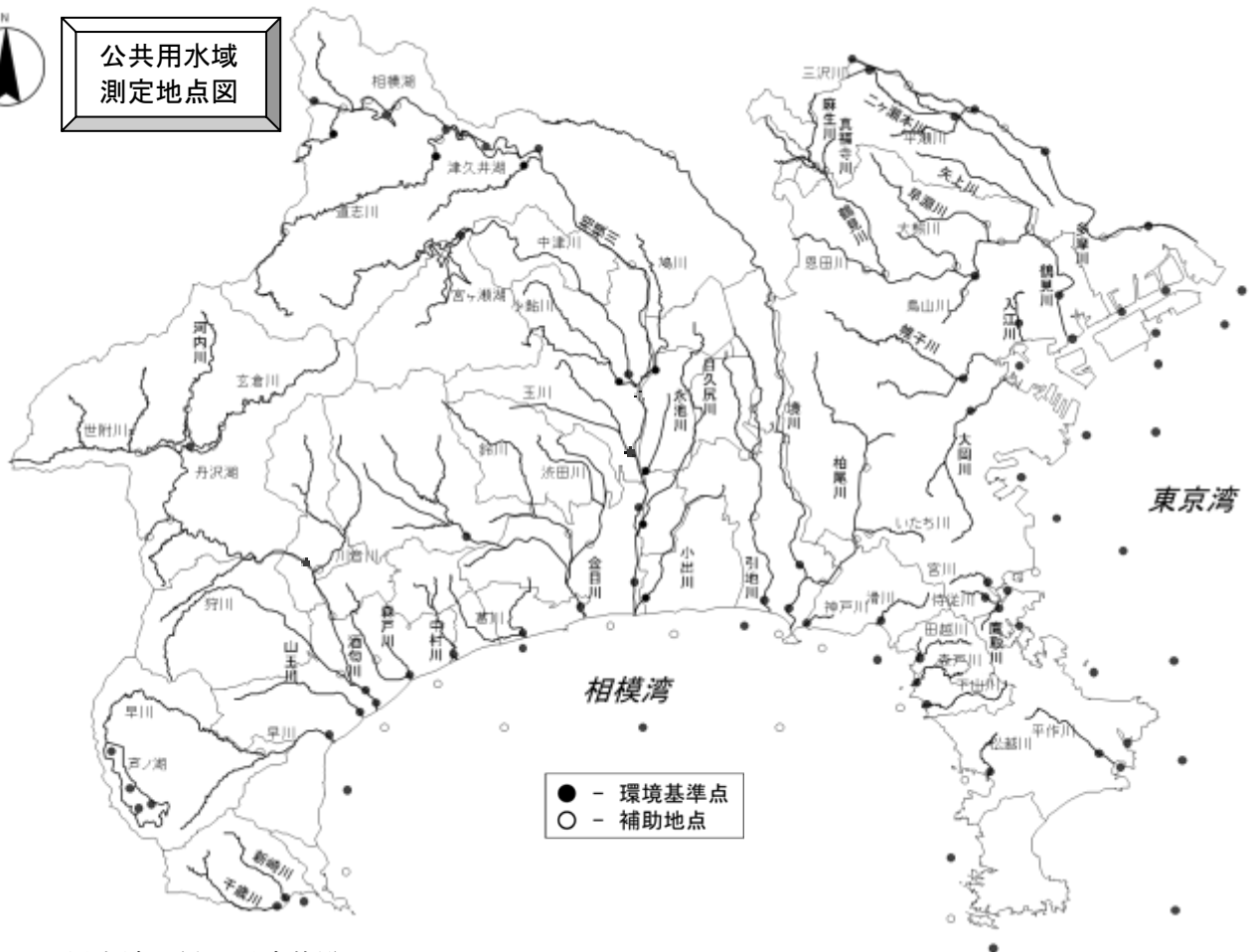
番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	指定 年度	環境 基準 地点数	全亜鉛 測定値	ノニル フェノール	L A S	令和 2年度 達成 状況
1	東京湾 （特別域を除く全域）	海域生物A	2009	10	0.002～ 0.004	<0.00006 ～0.00006	<0.0006～ 0.0011	○
2	〃（二）	海域生物 特A	2009	1	0.002	<0.00006	0.0008	○

注1：記号の意味は次のとおり ※：実際水域、○：環境基準達成、×：環境基準非達成

注2：指定年度欄の（ ）内の数字は改定年度



**公共用水域
測定地点図**



○公共用水域に係る環境基準

＜人の健康の保護に関する環境基準＞

カドミウム	0.003 mg/L 以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

＜生活環境の保全に関する環境基準＞

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	化学的酸素要求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
河川A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
河川B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	—	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN /100mL 以下	—
河川C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	—	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
河川D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	—	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
湖沼AA	6.5 以上 8.5 以下	—	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	—
湖沼A	6.5 以上 8.5 以下	—	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	—
海域A	7.8 以上 8.3 以下	—	2 mg/L 以下	—	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	検出されないこと。
海域B	7.8 以上 8.3 以下	—	3 mg/L 以下	—	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
海域C	7.0 以上 8.3 以下	—	8 mg/L 以下	—	2 mg/L 以上	—	—

<水生生物の保全に関する環境基準>

項目		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
海域	生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
	生物特A	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

CODに係る
環境基準の水域区分

水域	類型	基準値
東京湾(1) ～ 東京湾(8) 千葉港(甲)	C	8mg/L以下
東京湾(9) ～ 東京湾(15) 千葉港(乙)	B	3mg/L以下
東京湾(16) 東京湾(17)	A	2mg/L以下



(達成期間)
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



全窒素、全磷に係る環境基準の水域区分

水域	類型	基準値	
		全窒素	全磷
千葉港	IV	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
東京湾(イ)			
東京湾(ロ)			
東京湾(ハ)	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
東京湾(ニ)			
東京湾(ホ)	II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下

全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)に係る環境基準の水域区分

水域	類型	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
東京湾(全域。ただし、東京湾(イ)～東京湾(ハ)を除く)	生物A	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
東京湾(神奈川県域の水域区分)	生物特A	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

II 地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、水質の測定を行っている。令和 2 年度の測定結果は次のとおりである。

1 測定の概要

(1) 調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数
概況調査	定点調査 ^{*1}	96地点
	メッシュ調査 ^{*2}	110地点
継続監視調査 ^{*3}		123地点
計		329地点

注：実施期間及び測定頻度 令和 2 年 10 月（年 1 回）

（調査の説明）

※ 1 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。
令和 2 年度は、全市町村の 96 地点で水質の測定を行った。

※ 2 メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を 1 つ選定し、その井戸の水質について行う調査。

4 年間で 1 巡するよう、年次計画を策定し実施している。

令和 2 年度は、12 市 1 町（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、三浦市、伊勢原市、箱根町）のメッシュ内に存在する 110 地点で水質の測定を行った。

※ 3 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における、継続的な監視のための調査。
令和 2 年度は、17 市 4 町の 123 地点で水質の測定を行った。

(2) 測定項目

調査の種類		測定項目
概況調査	定点調査	環境基準項目、一般項目（計 33 項目）
	メッシュ調査	
継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目……地下水の水質に関し、環境基準が定められている 28 項目

一般項目……電気伝導率、pH、水温、臭気、外観

(3) 測定結果の総括

ア 定点調査 (表 10)

- ・ 全市町村の 96 地点を調査したところ、環境基準項目については、94 地点で環境基準を達成し、達成率は 97.9%と、前年度とほぼ同等だった。
- ・ 環境基準を達成しなかった 2 市 (三浦市、秦野市) の 2 地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。
- ・ 一般項目については、pH について全地点で評価基準を達成した。

表 10 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	96	12	94	97.9	1	94	97.9
一般項目	5	96	—	—	—	0	96	100
全項目の集計	33	96	12	94	97.9	1	94	97.9

イ メッシュ調査 (表 11 及び表 12)

- ・ 12 市 1 町の 110 地点を調査したところ、環境基準項目については、103 地点で環境基準を達成した。
- ・ 環境基準を達成しなかった 3 市 (相模原市、横須賀市、三浦市) の 7 地点では、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。
- ・ 一般項目については、pH について全地点で評価基準を達成した。

表 11 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率 (%)	非達成項目	達成地点数	達成率 (%)
環境基準項目	28	110	11	108	98.2	2	103	93.6
一般項目	5	110	—	—	—	0	110	100
全項目の集計	33	110	11	108	98.2	2	103	93.6

表 12 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳 (地点数)
テトラクロロエチレン	1	相模原市 (1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	相模原市 (1)、横須賀市 (2)、三浦市 (3)

ウ 継続監視調査 (表 13 及び表 14)

- ・ 17 市 4 町の 123 地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した 13 項目について 60 地点で環境基準を達成した。
- ・ 環境基準を達成しなかった 14 市 2 町 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、逗子市、三浦市、海老名市、綾瀬市、寒川町、中井町) の 63 地点では、六価クロム、^{ひそ}砒素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンが環境基準を超過していた。
- ・ 一般項目については、pH について全地点で評価基準を達成した。

表 13 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	13	123	11	122	8	60
一般項目	5	123	—	—	0	123
全項目の集計	18	123	11	122	8	60

表 14 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
六価クロム	1	大和市（1）
砒素	2	鎌倉市（1）、逗子市（1）
クロロエチレン	5	川崎市（5）
1,2-ジクロロエチレン	7	川崎市（3）、茅ヶ崎市（1）、海老名市（1）、寒川町（2）
トリクロロエチレン	8	川崎市（5）、茅ヶ崎市（2）、寒川町（1）
テトラクロロエチレン	10	横浜市（2）、川崎市（1）、藤沢市（1）、厚木市（2） 海老名市（1）、綾瀬市（1）、寒川町（2）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	39	横浜市（11）、川崎市（4）、相模原市（3）、横須賀市（2） 平塚市（4）、藤沢市（1）、茅ヶ崎市（1）、厚木市（1） 大和市（1）、三浦市（6）、海老名市（1）、綾瀬市（3） 中井町（1）
1,4-ジオキサン	2	寒川町（2）

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計（74地点）と環境基準を達成しなかった地点数（63地点）の合計は一致しない。

2 測定結果

(1) 定点調査 (表 15、表 16 及び図 7)

ア 環境基準を達成しなかった項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 1 項目であった。

表 15 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：96地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等達成率 (%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	96	1	0	0.0007	1.0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	96	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	総水銀	96	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
	P C B	96	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	96	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	96	3	0	0.0006	3.1	100	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	96	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	96	0	0	—	0	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	96	4	0	0.0012	4.2	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	96	5	0	0.010	5.2	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	96	3	0	0.0011	3.1	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	96	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	96	15	0	0.0014	15.6	100	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	96	12	0	0.0028	12.5	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	96	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	96	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	96	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	96	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	96	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	96	1	0	0.002	1.0	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	96	82	2	21	85.4	97.9	10mg/L以下
	ふっ素	96	18	0	0.41	18.8	100	0.8mg/L以下
	ほう素	96	39	0	0.84	40.6	100	1mg/L以下
1,4-ジメチル	96	1	0	0.010	1.0	100	0.05mg/L以下	
計	96	94	2		97.9	97.9		
一般項目	電気伝導率	96						
	pH	96		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	96						
	計	96		0			100	
合計	96	94	2		97.9	97.9		

注1：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

注2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

- イ 平成 23 年度から令和 2 年度までの定点調査の環境基準達成率は、92.5%から 100%の間で変動している。

表 16 定点調査環境基準項目達成率

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
測定項目数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
測定井戸数	105	105	103	96	96	97	96	97	95	96
超過井戸数	4	7	7	3	4	0	1	1	1	2
環境基準達成率	96.2%	93.3%	93.2%	96.9%	95.8%	100%	99.0%	99.0%	98.9%	97.9%

- ウ 平成 23 年度から令和 2 年度までの定点調査において、環境基準を超過した項目は、鉛、砒素、クロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目であった。

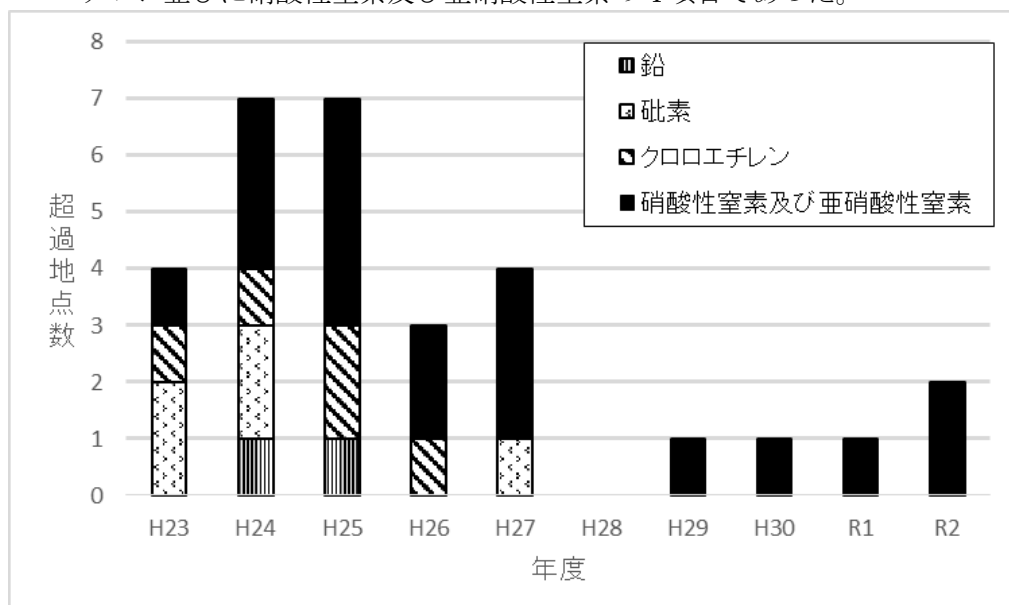


図 7 定点調査における項目別の環境基準超過地点数の経年変化

(2) メッシュ調査 (表 17)

環境基準を達成しなかった項目は、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目であった。

表17 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：110地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	110	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	110	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	110	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	110	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	砒素	110	4	0	0.009	3.6	100	0.01mg/L以下
	総水銀	110	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
	P C B	110	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	110	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	110	3	0	0.0014	2.7	100	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	110	1	0	0.0003	0.9	100	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	110	1	0	0.0002	0.9	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	110	0	0	—	0	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	110	4	0	0.0011	3.6	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	110	0	0	—	0	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	110	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	110	8	0	0.0007	7.3	100	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	110	8	1	0.063	7.3	99.1	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	110	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	110	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	110	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	110	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	110	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	110	2	0	0.004	1.8	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	110	100	6	35	90.9	94.5	10mg/L以下
	ふっ素	110	15	0	0.29	13.6	100	0.8mg/L以下
ほう素	110	48	0	0.23	43.6	100	1mg/L以下	
1,4-ジクロロベンゼン	110	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下	
計		110	108	7		98.2	93.6	
一般項目	電気伝導率	110						
	pH	110		0	—		100	5.8以上8.6以下
	水温	110						
	計	110		0			100	
合計		110	108	7		98.2	93.6	

注1：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

注2：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

(3) 継続監視調査 (表 18)

環境基準を達成しなかった項目は、六価クロム、砒素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに1,4-ジオキサンの8項目であった。

表 18 継続監視調査項目別測定結果

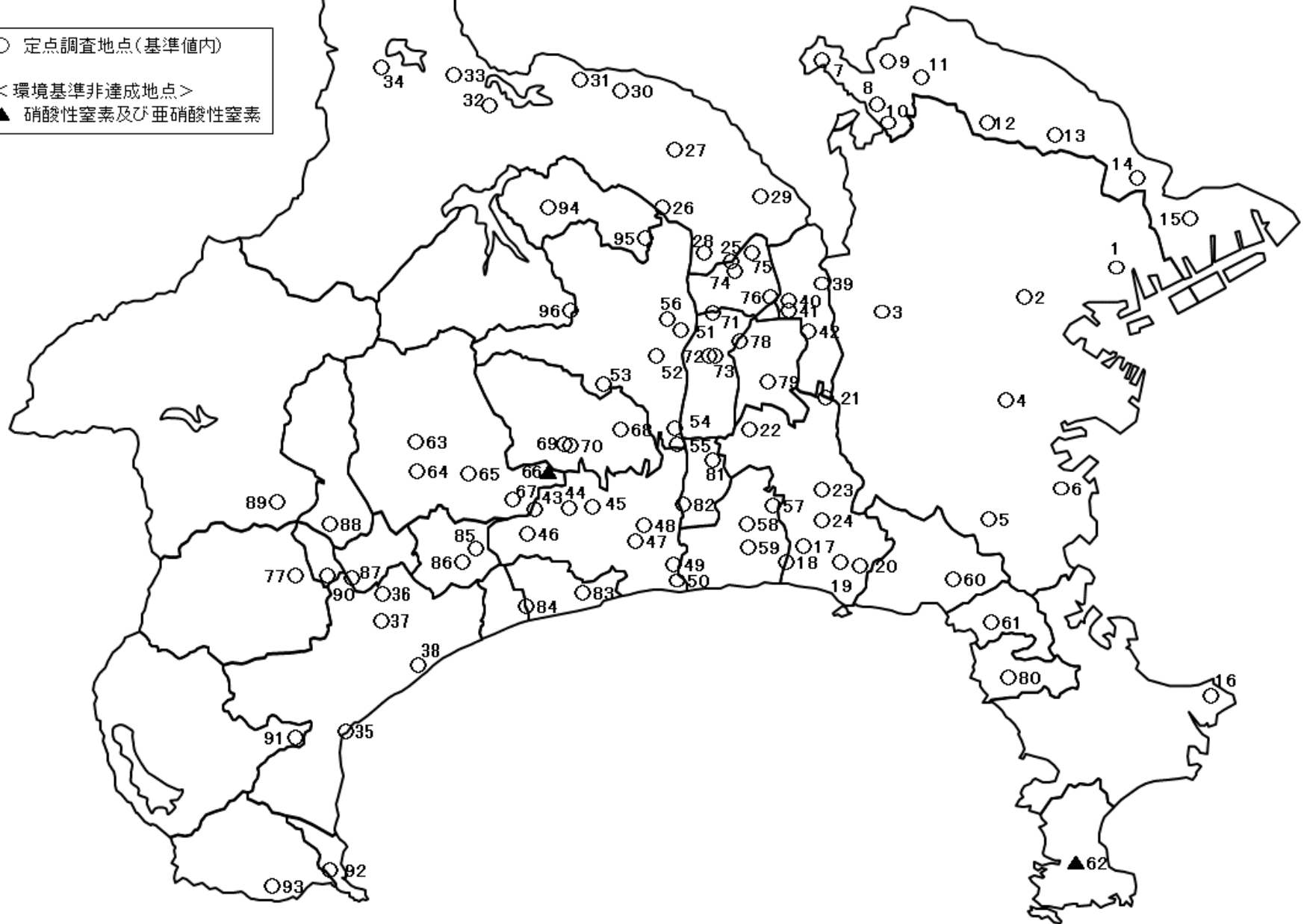
総測定地点数：123地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率(%)	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	0						0.003mg/L以下
	全シアン	0						検出されないこと
	鉛	0						0.01mg/L以下
	六価クロム	1	1	1	0.08	100	0.0	0.05mg/L以下
	砒素	4	4	2	0.018	100	50.0	0.01mg/L以下
	総水銀	0						0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-						検出されないこと
	PCB	0						検出されないこと
	ジクロロメタン	0						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	1	0	0	-	0	100	0.002mg/L以下
	クロロエチレン	27	9	5	0.083	33.3	81.5	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエタン	27	6	0	0.0048	22.2	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	32	19	7	0.23	59.4	78.1	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	27	3	0	0.0076	11.1	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	19	0	0	-	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエタン	39	29	8	0.060	74.4	79.5	0.01mg/L以下
	テトラクロロエタン	36	21	10	0.18	58.3	72.2	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	0						0.002mg/L以下
	チウラム	0						0.006mg/L以下
	シマジン	0						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0						0.02mg/L以下
	ベンゼン	0						0.01mg/L以下
	セレン	0						0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	77	77	39	46	100	49.4	10mg/L以下
	ふっ素	0						0.8mg/L以下
	ほう素	1	1	0	0.81	100	100	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	3	3	2	0.35	100	33.3	0.05mg/L以下	
	計	123	122	63		99.2	48.8	
一般項目	電気伝導率	123						
	pH	123		0	-		100	5.8以上8.6以下
	水温	123						
	計	123		0			100	
	合計	123	122	63		99.2	48.8	

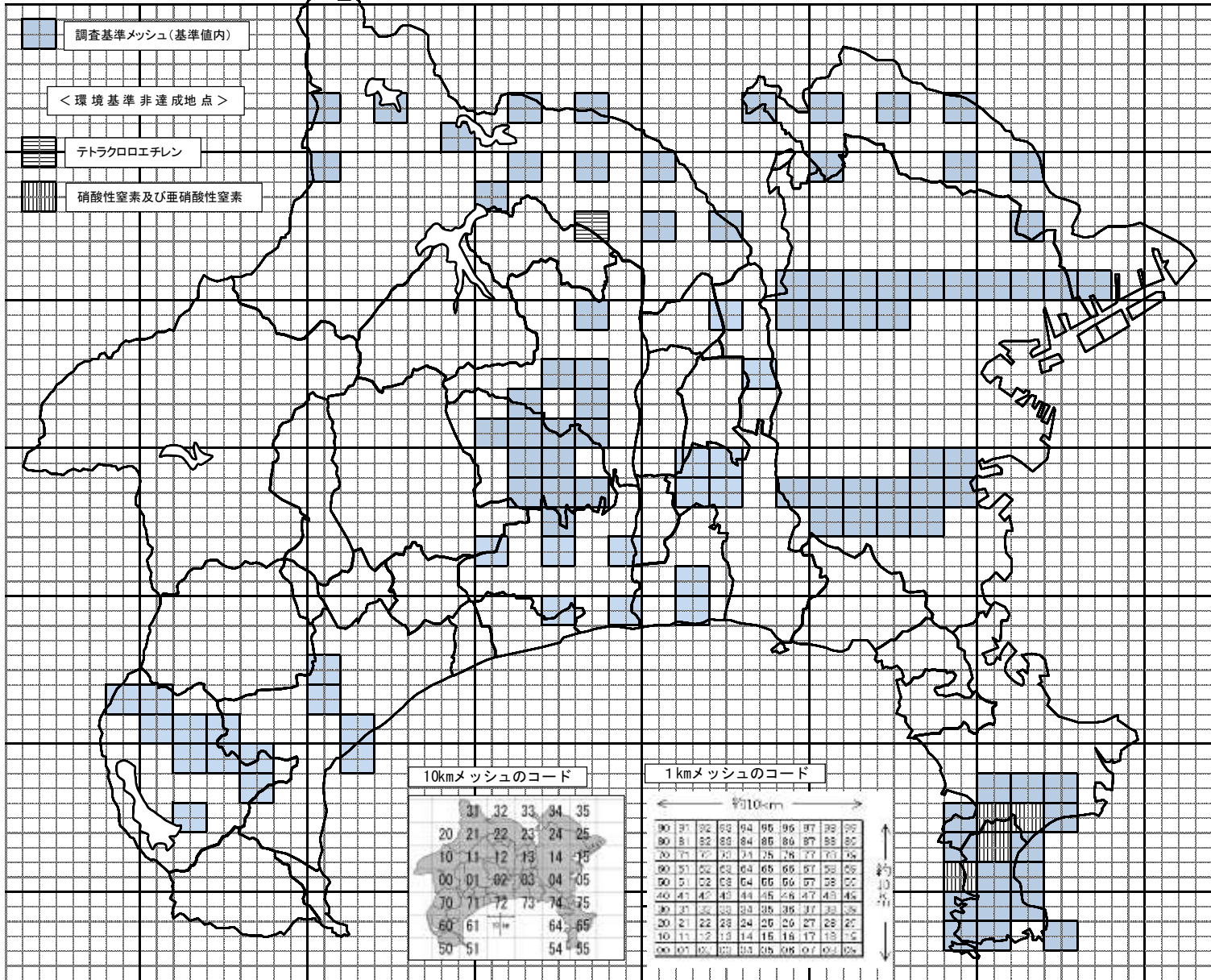
注1：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。
 注2：計、合計については同一地点で複数項目が検出された場合1地点とした。
 注3：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

令和2年度地下水質測定地点図（定点調査）

- 定点調査地点(基準値内)
- <環境基準非達成地点>
- ▲ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



令和2年度地下水質測定地点図（メッシュ調査）



令和2年度地下水質測定地点図(継続監視調査)

△ 継続監視調査(基準値内)

<環境基準非達成地点>

○ 六価クロム

◎ 砒素

★ クロロエチレン

▼ 1,2-ジクロロエチレン

▲ トリクロロエチレン

◇ テトラクロロエチレン

● 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

▽ クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

× クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

トトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

◆ 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

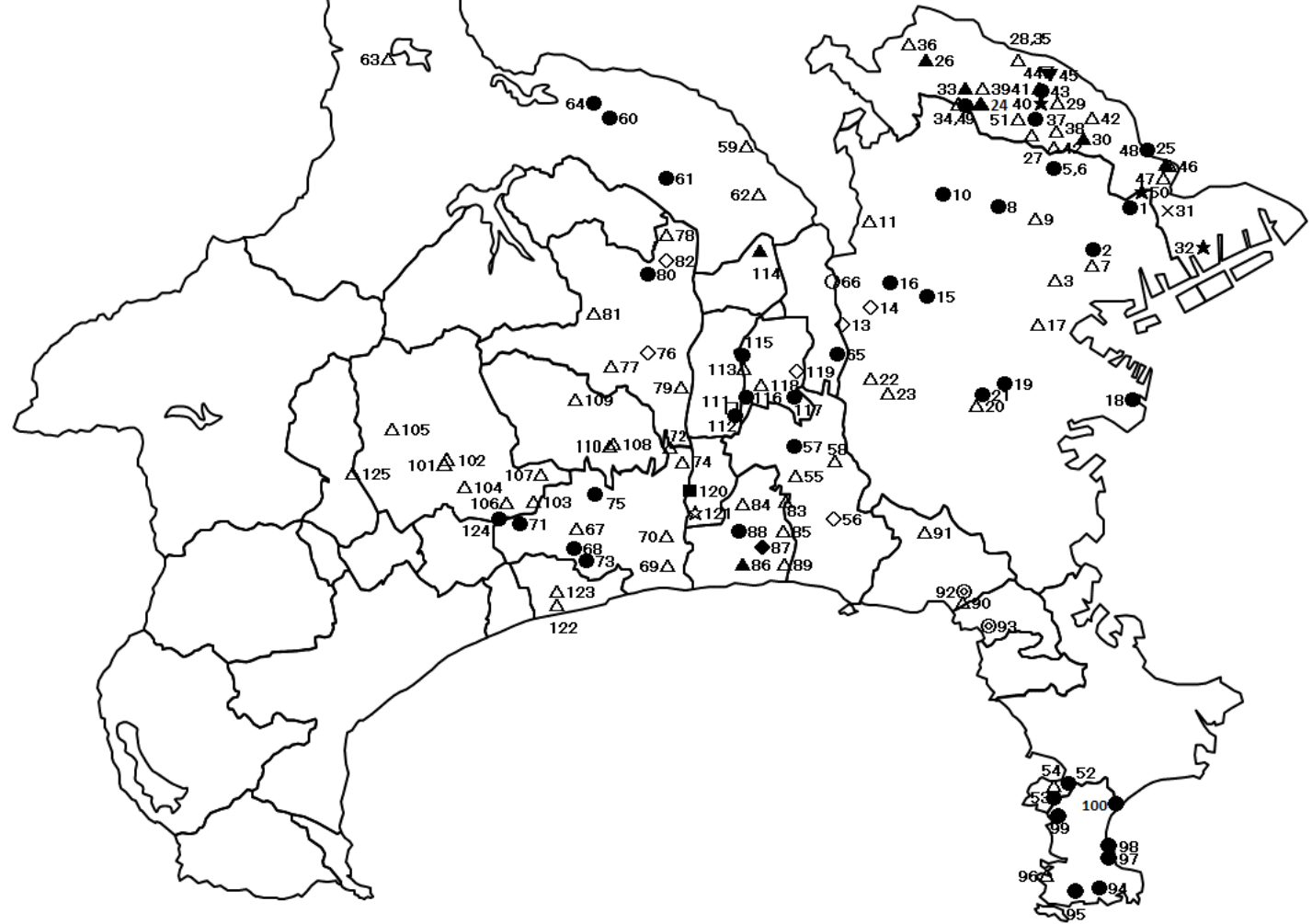
□ 1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン

■ 1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン

1,4-ジオキサン

☆ 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサン



Ⅲ 巻末

(参考) 評価方法

1 公共用水域

ア 健康項目の評価

27 の測定項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 26 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 生活環境項目（BOD又はCOD）の評価

(ア) 類型指定水域における評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
(75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値）
- ・ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

(イ) 測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における 75%水質値が類型の環境基準値を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

(ウ) 経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

* BOD (生物化学的酸素要求量) : 河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

* COD (化学的酸素要求量) : 海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

ウ 水生生物保全項目の評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域は環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

エ 相模湖、津久井湖及び東京湾の全窒素及び全磷の評価

(ア) 水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると評価する。

(ウ) 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、隣接都県が測定している環境基準点を含めて評価する。

2 地下水

ア 環境基準項目の評価

28 の測定項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 27 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ 一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

* pH の評価基準は、水道法第 4 条に基づく水質基準による。

(参考資料) 公共用水域水質上位地点

河川上位地点 (BOD)

(単位: mg/L)

順位	地点名		年間平均値
1	玄倉川	玄倉水位観測所	0.2
1	河内川	湖流入前	0.2
1	世附川	湖流入前	0.2
4	落合発電所放流水	落合発電所	0.3
5	川音川	文久橋	0.5
5	新崎川	※吉浜橋	0.5
7	道志川	両国橋	0.6
7	道志川	※弁天橋	0.6
7	酒匂川	県境	0.6
7	酒匂川	十文字橋	0.6
7	早川	函嶺もみじ橋	0.6

※環境基準点

東京湾上位地点 (COD)

(単位: mg/L)

順位	地点名	年間平均値
1	※剣崎沖	1.3
2	※観音崎北沖	1.6
2	※浦賀沖	1.6
4	※大津湾	1.8
4	※浦賀港内	1.8
4	※久里浜港内	1.8
7	※中の瀬南	2.0
8	※夏島沖	2.1
8	※中の瀬北	2.1

※環境基準点

湖沼上位地点 (COD)

(単位: mg/L)

順位	地点名		年間平均値
1	宮ヶ瀬湖	※ダムサイト	1.1
1	宮ヶ瀬湖	ダム中央	1.1
3	相模湖	境川橋	1.4
3	津久井湖	道志橋	1.4
3	丹沢湖	湖東部	1.4
6	相模湖	日連大橋	1.5
7	丹沢湖	※湖央部	1.6
8	相模湖	湖央西部	1.7
8	相模湖	相模湖大橋	1.7
8	丹沢湖	大仏大橋	1.7

※環境基準点

相模湾上位地点 (COD)

(単位: mg/L)

順位	地点名	年間平均値
1	茅ヶ崎沖	0.9
2	※辻堂沖	1.0
2	平塚沖	1.0
4	※小網代湾	1.1
5	江の島西	1.2
5	城ヶ島西	1.2
5	※吉浜沖	1.2
8	※城ヶ島沖	1.3
8	※由比ヶ浜沖	1.3
8	湾央東	1.3
8	※湾央	1.3
8	湾央西	1.3

※環境基準点